

<平成 31 年度個人住民税の主な変更点について>

1. 配偶者控除の見直し

配偶者控除に、納税者本人の所得制限が設けられ、合計所得金額が900万円を超えると控除額が段階的に減少し、1,000万円を超えると配偶者控除の適用を受けることができなくなりました。納税者本人の所得が1,000万円を超えた場合でも、控除は受けられませんが、これまで同様に扶養に入れることができます。

納税者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	33万円	38万円
900万円超950万円以下	22万円	26万円
950万円超1000万円以下	11万円	13万円

2. 配偶者特別控除の見直し

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下（改正前38万円超76万円未満）に引き上げられました。一方で、納税者本人の合計所得金額が900万円を超えると控除額が段階的に減少し、これまでと同様1,000万円を超えると配偶者特別控除の適用はありません。

配偶者の所得	納税者の合計所得金額ごとの控除額		
	～9,000,000円	9,000,001円 ～9,500,000円	9,500,001円 ～10,000,000円
380,001円～900,000円	33万円	22万円	11万円
900,001円～950,000円	31万円	21万円	11万円
950,001円～1,000,000円	26万円	18万円	9万円
1,000,001円～1,050,000円	21万円	14万円	7万円
1,050,001円～1,100,000円	16万円	11万円	6万円
1,100,001円～1,150,000円	11万円	8万円	4万円
1,150,001円～1,200,000円	6万円	4万円	2万円
1,200,001円～1,230,000円	3万円	2万円	1万円